

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月8日（平成28年（行情）諮問第565号）及び同月30日（同第606号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第821号及び同第822号）

事件名：陸幕だより（第548号）の一部開示決定に関する件  
陸幕だより（第547号）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『陸幕だより』2016年1月発行分。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」及び「『陸幕だより』2015年12月発行分。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は不開示とすることが妥当である。

文書1 陸幕だより 第548号（28. 1. 21）

文書2 陸幕だより 第547号（27. 12. 7）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け防官文第6800号及び同年2月23日付け防官文第2899号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、各異議申立書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複

写されたものであるかの確認を求める。

(4) 紙媒体についても特定を求める。

(5) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を提示すべきである。

(6) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(7) 不開示とされた部分について、支障がない部分を開示すべきである。

文書1のうち不開示とされた5枚目の個人の顔写真が掲載・公表されている文書が存在する。(諮問第565号)

文書2のうち4枚目の写真は顔部分を超えて背景まで墨消しが施されている。(諮問第606号)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年3月30日付け防官文第6800号及び同年2月23日付け防官文第2899号により一部開示決定(原処分)を行ったところ、原処分に対して本件各異議申立てがされたものである。

#### 2 法5条の該当性について

文書1の3枚目、4枚目及び5枚目右側の写真の顔部分並びに文書2の4枚目、7枚目右側及び8枚目の写真の顔部分(法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

#### 3 陸幕だよりについて

「陸幕だより」は、陸上自衛隊の各級指揮官等への情報の速達を図るため、陸上幕僚監部監理部総務課広報室(以下「陸幕広報室」という。)が月2回(第2及び第4月曜日)を基準として作成している部内広報誌であり、その保存期間は次号の発行予定日の前日までとしている。閲覧は、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することにより行っており、紙媒体及び複写した電磁的記録は保有していない。

#### 4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定し

ている。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における本件各行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はなく（諮問第565号）、また、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない（同第606号）。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、文書1については、異議申立てがあった時点においては開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。また、文書2については、文書2と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」についての国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記3のとおり、「陸幕だより」は陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することで閲覧を行っていることから、当該データである電磁的記録のみを保有し、紙媒体は保有していない。

なお、原処分に当たり、念のため陸上幕僚監部内の全ての部署及び「陸幕だより」を閲覧可能な全ての部隊において、書庫及び倉庫を探索したが、紙媒体の存在を確認することはできず、更に、本件各異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の探索においても、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

- (5) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合っ

た開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記3のとおり、本件対象文書については紙媒体を保有しておらず、また、原処分において電磁的記録を適正に特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。

(6) 異議申立人は、文書1について「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」とし、文書2について「4枚目の写真は顔部分を超えて背景まで墨消しが施されているので、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については不開示とした情報が判別されることのない範囲で開示している。

(7) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| ① 平成28年9月8日  | 諮問の受理（諮問第565号）                    |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                 |
| ③ 同月30日      | 諮問の受理（諮問第606号）                    |
| ④ 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                 |
| ⑤ 同日         | 審議（諮問第565号）                       |
| ⑥ 同年10月11日   | 異議申立人から意見書1ないし3及び資料を收受（諮問第565号）   |
| ⑦ 同月12日      | 審議（諮問第606号）                       |
| ⑧ 同月24日      | 異議申立人から意見書1及び2並びに資料を收受（諮問第606号）   |
| ⑨ 平成29年3月22日 | 諮問第565号及び同第606号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、陸幕広報室から発行される「陸幕だより」のうち、平成28年1月及び平成27年12月発行分の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2を本件対象文書として特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めるとともに、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めているので、以下、

本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、理由説明書（上記第3の3）で説明した保存期間が満了しているものは順次次号を上書きすることにより廃棄済みであり、また、保存期間経過前のものは陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示しており、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、印字した紙媒体は保有していない。

イ 本件対象文書の電磁的記録は、いわゆるプレゼンテーションソフトにより作成した原稿データを閲覧用に直接PDFファイル化したデータであり、開示請求時点に掲載していたデータを特定している。また、原稿データは閲覧用のPDFファイル形式のデータを作成後廃棄しているため、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件各異議申立てを受け、紙媒体については、陸上幕僚監部内の全ての部署及び「陸幕だより」を閲覧可能な全ての部隊の書庫及び倉庫を対象として、また、PDFファイル形式以外の電磁的記録については、「陸幕だより」を作成している陸幕広報室の執務室内のPCの保存データを対象として、確実に期すために再度の探索を行ったが、それらの存在は確認することができなかった。

エ なお、理由説明書（上記第3の4（1））においては、本件対象文書の電磁的記録について、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定していると記載しているが、上記イのとおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

(2) そこで検討すると、本件対象文書は、保存期間が次号発行予定日の前日までと短く定められており、長期間の保存を必要としていないこと、また、保存期間満了後に次号を上書きすることにより前号を順次廃棄しているところ、本件対象文書の管理は、電磁的記録の形式で行うことがペーパーレス化の促進及び業務簡素化にもつながることから、本件対象文書は電磁的記録のみで保有しているとする諮問庁の上記（1）アの説明に不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も存しない。

また、本件対象文書の内容等に照らすと、原稿データについては、閲覧用のPDFファイル形式のデータを作成後廃棄したとの諮問庁の上記（1）イの説明にも不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も存しない。

さらに、諮問庁は、上記（１）ウのとおり、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在について、確実を期すために再度の確認を行ったが、その存在は確認されなかった旨説明しているところ、その確認が不十分であるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件対象文書の不開示部分は、文書１の３枚目、４枚目及び５枚目右側並びに文書２の４枚目、７枚目右側及び８枚目にそれぞれ掲載された自衛官等、個人の写真の顔部分であることが認められる。

写真の顔部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法５条１号本文前段に規定する情報に該当する。

（２）そこで、法５条１号ただし書イに関し、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分の自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

また、文書１の４枚目及び文書２の４枚目の顔部分が不開示とされている自衛官の制服を着用していない人物について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書１については、４枚目左側の不開示部分は自衛官ではない防衛省職員、同右側の不開示部分は看護官である自衛官であり、文書２については、４枚目左側の不開示部分は陸上幕僚長の夫人、同右側の不開示部分は優秀隊員招待行事に参加した優秀隊員等の家族であり、いずれも慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている者ではないことから不開示としたとのことであった。

（３）この点に関し、異議申立人は、文書１の５枚目右側の写真の前列左から４人目及び後列左から２人目の自衛官について、特定部隊（南スーダン派遣施設隊（第８次要員））が発行する特定広報誌（家族通信最終号）に顔写真が掲載されており、この広報誌はウェブサイトからもダウンロードできる旨主張している。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、異議申立人の主張のとおり、公表されている特定広報誌（家族通信最終号）には当該自衛官の氏名及び顔写真が掲載されているため、異議申立人が指摘する各自衛官の顔部分を開示するこ

ととするとのことであるから、当審査会においては当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(4) その余の不開示部分について検討すると、当該不開示部分を見分等したところ、その公表慣行がない旨の諮問庁の上記(2)の説明は否定し難く、いずれも法5条1号ただし書イの規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない上、写真の顔部分は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(5) よって、本件不開示部分のうち、上記(3)の部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、上記第2の2(7)のとおり、原処分により不開示とされた部分以外の部分にも墨消しが施されている旨主張するが、これは開示の実施に係る問題であり、当審査会が答申すべき対象であるとは認められない。

(2) 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記2及び3の判断を左右するものではない。

#### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子